

## 小規模保育事業の利用定員の設定について

小規模保育事業の開設に当たり、子ども・子育て支援法第 43 条第 2 項の規定に基づき、利用定員の設定について、太子町子ども・子育て会議においてご意見を伺います。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定地域型保育事業者の確認）

第 43 条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 1 小規模保育事業とは

平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（特定地域型保育事業）の 1 つとして新たにつくられた事業です。原則 0～2 歳児を対象とした定員 6～19 人の比較的小さな施設であり、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供します。

小規模保育事業の認可基準は、国の基準に基づき、町が条例で定めています。

施設の類型は A 型、B 型、C 型に分かれており、定員や保育従事者のうち有資格者の割合等がそれぞれ異なっています。

#### 【類型】

A 型：定員 6～19 人で、保育者は全て保育士

B 型：定員 6～19 人で、保育者は 2 分の 1 以上が保育士

※保育所と同様、保健師または看護師の特例を設ける

※保育士以外には、研修実施

C 型：定員 6～10 人で、保育者は所定の研修を受けた家庭的保育者

※町長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者

#### 【保育料】

保育所や認定こども園と同様に保護者の市町村民税所得割課税額に応じて町が定める額

## 2 利用定員の設定について

このたび、小規模保育事業A型の施設を設置するに当たり、町の条例で定める基準に基づき、0～2歳児の利用定員を設定する必要があります。

【認可定員】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設置する定員。認可は、特定教育・保育施設は県が、特定地域型保育事業は町が行います。

【利用定員】子ども・子育て支援新制度における施設・事業ごとに、過去の利用実績や今後の利用見込を踏まえたうえで、認可定員の範囲内で町が定める定員です。

◆ 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

◆ 太子町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例

施設の種類		小規模保育事業A型
対象年齢		原則、保育を必要とする0～2歳児
職員	職員配置	0歳児：3人につき1人、1・2歳児：6人につき1人
	資格	全て保育士
設備の基準		(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業A型には、乳児室又はほふく室、調理整備及び便所を設けること。 (2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理設備及び便所を設けること。 (5)保育室又は遊戯室の面積は幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
給食		自園調理

### 3 利用定員の設定(案)について

施設名	とみのおか保育園
所在地	太子町系井 283-25
法人等の種別	一般社団法人 藤の木会
設置形態	小規模保育事業A型
認可定員	19人
開園予定日	2026年4月1日
利用定員	0歳児：3人 1歳児：6人 2歳児：10人